

田野町家具転倒防止等対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田野町各事業補助金交付規則（昭和50年規則第4号。以下「規則」という。）の規定に基づき田野町家具転倒防止等対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、地震発生時における家具の転倒等による被害を軽減するため、町内において自宅の家具の転倒等を防止するための対策を講じる者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、自ら居住する住宅の家具の転倒を防止するための機具及びガラス飛散防止フィルムの購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10,000円を上限として補助対象経費の2分の1を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 申請者は、田野町家具転倒防止等対策費補助金交付申請書（様式第1号）に、支払証拠書類等を添付し、町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請は前条に規定する補助上限額に達するまで何度でもすることができるものとする。

(補助金交付決定)

第7条 町長は、前条の申請に係る補助金交付申請書類を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、田野町家具転倒防止等対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金の交付が不適当と認めるときは、田野町家具転倒防止等対策費補助金交付申請却下決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、田野町家具転倒防止等対策費補助金交付請求書(様式第4号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第9条 町長は、申請者が次の各号に該当した場合には、補助金交付決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。